

九度山町小中学校等入学祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒が小学校及び中学校（以下「小中学校等」という。）に入学する際に、入学祝金を交付することにより、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童生徒の健全な育成を町が支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 入学祝金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の4月15日現在において、九度山町立小中学校に入学する児童生徒（以下「新入生」という。）を現に監護している者（以下「保護者」という。）
- (2) 当該年度の4月15日現在において、九度山町に住所を有し、特別支援学校小学部及び中学部又は九度山町立以外の小中学校に入学する児童生徒の保護者
- (3) 当該年度の4月16日以降に、九度山町立小中学校の第一学年に転入する児童生徒（以下「転入生」という。）の保護者
- (4) 当該年度の4月16日以降に、九度山町に住所を有し、特別支援学校小学部及び中学部又は九度山町立以外の小中学校の第一学年に転入する児童生徒の保護者

(入学祝金の交付額)

第3条 入学祝金は、新入生及び転入生1人につき10万円を交付する。

(交付申請)

第4条 入学祝金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、入学祝金交付申請書（様式第1号）に加え、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 納税証明書

2 前項の規定にかかわらず、証明すべき事実を町が整備する公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

(申請期限)

第5条 入学祝金の申請期限は、新入生が小中学校等に入学した年度の6月30日までとする。ただし、転入生についてはこの限りではない。

(交付決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、入学祝金を交付することが適切であると認めたときは、入学祝金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、入学祝金を交付することが適切でないと認めたときは、入学祝金交付却下通知書（様式第3号）により申請者あてに通知するものとする。

(交付の時期及び方法)

第7条 町長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、その日から2か月以内に指定された口座に入学祝金を振り込むものとする。

(対象者からの除外)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学祝金を交付しない。

(1) 入学祝金の申請中に、新入生又は転入生が死亡したとき。

(2) 入学祝金の申請中に、申請者及び新入生又は転入生が転出したとき。

(3) 申請者の属する世帯の世帯員又は同居の親族に住所を有する市町村が課した市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他収入にかかる滞納金があるとき。

(4) その他町長が不当と認めたとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第9条 入学祝金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保にしてはならない。

(入学祝金の返還)

第10条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により入学祝金交付を受けたときは、交付した入学祝金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により入学祝金を返還させるときは、速やかに申請者に対し入学祝金返還請求書(様式第4号)によりその旨を通知するとともに、入学祝金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入学祝金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の九度山町小中学校等入学祝金交付要綱の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付を受けるものについて適用し、施行日前に第3条に基づき交付を受けた入学祝金については、なお従前の例による。

(九度山町小中学校等入学時ICT機器支給要綱の廃止)

3 九度山町小中学校等入学時ICT機器支給要綱(令和5年九度山町教育委員会要綱第2号)は廃止する。

年 月 日

九度山町長 様

申請者氏名
住 所
連絡先

入学祝金交付申請書

九度山町小中学校等入学祝金交付要綱第 4 条第 1 項の規定による入学祝金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、町が入学祝金の交付要件を審査
するために、私の世帯及び同居の親族における収入に関する納付資料及び住民基本台帳の内
容を確認することに同意します。

フリガナ				
新入生等 氏 名				
入学学校名				
世帯 の 状 況	氏 名	新入生との続柄	生 年 月 日	備 考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
入 学 祝 金 振 込 口 座	金 融 機 関	銀行 支店		
	預 金 種 目	その他（ ）		
	口 座 番 号	1 普通 2 当座 3 その他（ ）		
	フリガナ			
	口 座 名 義 人			

- 備考
- 1 振込口座は、申請者の名義のものをお願いします。
 - 2 九度山町立以外の学校（特別支援学校を除く。）に入学する場合は、在学証明書又は
学生証の写しを添付してください。

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

申請者
様

九度山町長 印

入学祝金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入学祝金の交付について、下記のとおり決定したので、九度山町小中学校等入学祝金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。
なお、入学祝金は、申請時に指定された口座に振り込みます。

記

1 新入生等

住 所		
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		

2 入学祝金の額 金 円

3 振込年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

申請者

様

九度山町長 印

入学祝金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった入学祝金の交付について、下記のとおり却下しますので、九度山町小中学校等入学祝金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 新入生等

住 所		
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		

2 却下理由

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

九度山町長 印

入学祝金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した入学祝金について、九度山町小中学校等入学祝金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還請求理由

